

住宅改修 Q&A

Q：介護保険の住宅改修を利用できるのはどういう人ですか？

A：要介護1～5、要支援1・2の認定を受けている人です。認定を受けていない方は、まず認定申請をしてください。

Q：支給金額はいくらですか？

A：支給限度基準額は20万円までで、そのうち9割から7割を支給します。

Q：住宅改修をするには、どうしたらいいですか？

A：事前に届出が必要です。担当のケアマネジャー、又は地域包括支援センターにご相談ください。

Q：工事業者はどうすればいいですか？

A：指定業者はありません。工事業者は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るなどした上で、ご家族で信頼できるところを選んでください。介護保険制度に理解のある業者に依頼されることをお勧めします。

Q：事前申請してから、どれくらいで工事にかかれますか？

A：申請書に不備がなければ、二週間ほどで事前審査結果通知を送付します。通知が届きましたら、着工してください。事前審査結果が出る前に着工しますと、介護保険給付の対象となりませんので、ご注意ください。

Q：入院中でも、住宅改修ができますか？

A：できます。同様に事前申請をしてください。事前審査結果通知を送付しますので、通知が届きましたら、着工してください。ただし、暫定扱いになりますので、支給申請は退院後にしていただくことになります。なお、暫定扱いであるため、場合によっては自費となることもありますので、ご注意ください。

Q：認定申請中にも住宅改修ができますか？

A：できます。同様に事前申請をしてください。事前審査結果通知を送付しますので、通知が届きましたら、着工してください。ただし、暫定扱いになりますので、支給申請は認定結果が出てからしていただくことになります。なお、暫定扱いであるため、認定結果によっては自費となることもありますので、ご注意ください。